

2023年度 事業計画書



一般財団法人家電製品協会

＜一般部門＞

I. 一般事業

家電製品の利用者、製造業者、流通業者等の便益向上に寄与するため、環境保全・資源有効利用、地球温暖化防止・省エネルギー対策、製品安全等に関して次の事業を実施する。

1. 環境関連事業

(1) 環境配慮設計及び資源有効利用の取組み

- ①欧州サーキュラエコノミー政策に基づく「持続可能な製品のエコデザイン規則」（案）の内容を調査し、家電製品への影響度・課題等を関係者と情報共有し、所要の対応を行う。
- ②環境配慮設計（D f E）の有効性を高める活動として、設計部門への積極的な情報発信を推進する。
- ③環境配慮設計に関する取組みの好事例を「製品アセスメント事例」として協会サイトに掲載する。
- ④家電製品の環境配慮設計に関する資料等を改定し、協会サイトに掲載する。
- ⑤化学物質の規制情報等に関する情報収集を行い、関係者と情報共有する。

(2) 「容器包装リサイクル法」への対応

- ①容器包装の環境配慮設計（D f E）に関する取組の好事例を「環境配慮包装事例」として協会サイトに掲載する。（一般社団法人日本電機工業会包装委員会との協業）
- ②容器包装廃棄物の削減に向けた取組みを推進するとともに、同法に係る諸課題について、関係団体と連携を取り、対応を図る。
- ③2022年4月施行の「プラスチック資源循環法」について、関係団体と連携を密に取り、同法施行に係わる諸課題等について関係者と情報共有し、所要の対応を図る。

2. 家電リサイクル関連事業

(1) 「家電リサイクル法」への対応

- ①「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合」が2022年6月に公表した報告書に記載される各主体が取り組むべき施策について、関係者との連携を密に所要の対応を行う。
- ②上記報告書に沿って、毎年開催される合同会合の中で各主体の実施状況がフォローアップされ、家電リサイクルの一層の高度化に向け継続した取り組みが行われる。このような中、協会は、家電リサイクル法の評価・検討に協力するとともに、家電リサイクル制度の円滑な運営と利便性の向上に努め、4品目の適正な排出に関する消費者啓発等、関係者との連携を密にして取り組む。
- ③家電リサイクルに係わる普及広報活動を関連部門と連携し、活動を推進する。消費者や関係者等への積極的な情報提供を行うべく、協会サイトで家電リサイクルに係るコンテンツの追加更新を行い、利活用しやすくなるように取り組む。また「家電リサイクル年次報告書（2022年度版）」を制作するとともに、その配布先の拡大を通じて利活用をより一層推進する。また、新たに編さん

した一般消費者向け普及啓発冊子を不法投棄未然防止事業協力実施の自治体を中心に配布する。併せて小冊子「やってはいけない家電の捨て方」を、家電リサイクルプラントの見学者、各種イベント会場来場者への配布等を積極的に行い、家電リサイクルの啓発を推進する。

(2) 「小型家電リサイクル法」への対応

「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会合同会合」において 2020 年 3 月に取りまとめられた報告書に基づき、関係者と連携を密に所要の対応を行う。

3. 地球温暖化防止・省エネルギー対策関連事業

政府の地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出 46%削減(2013 年度比)表明及び「2050 年カーボンニュートラル」・「脱炭素社会」宣言により、消費者の地球温暖化対策や脱炭素への関心がさらに高まって来ている中、以下の重点項目を推進する。

(1) 中長期的なエネルギー政策の把握と更なる省エネルギーの推進

「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」及び「パリ協定に基づく長期戦略」等の見直しに対応して、家庭部門で求められる CO₂ 削減に向けた家電製品トップランナー制度の推進や関連する情報収集、業界横断的な課題整理、対応策を検討し目標達成に貢献する。

(2) 地球温暖化防止に関する啓発活動の実施

①地球温暖化の原因と取組み方法、2050 年カーボンニュートラル・脱炭素社会に向けた政策、省エネ家電製品への買換えによる省エネ効果、創エネ・蓄エネ・HEMS によるエネルギーの有効活用等について、協会サイト「省エネ家電 de スマートライフ (本編・キッズ版)」で啓発活動を行うとともに、将来的に新たな取組みを検討する。

②「電機・電子業界カーボンニュートラル行動計画」等の省エネルギー対策事業への協力として、「スマートライフおすすめ BOOK 電子版」の制作等を通して、省エネ家電、創エネ・蓄エネ機器に関する情報提供を行う。

4. 製品安全関連事業

家電製品の安全性向上に係る業界共通の諸課題である安全な製品を設計し製造するための技術、消費者に製品を安全に使用いただくための情報提供と啓発活動、市場で発生した安全问题への対応、安全規格に関する業界意見の集約と提言等に関し、以下の事業に取り組む。

(1) 家電製品の安全技術及び安全マネジメントの課題検討

①事故の未然防止と再発防止に資するため、業界横断的な事故情報及びリコール情報の収集と分析を行い、関係省庁、関係団体及び事業者との情報共有や再発、未然防止を図る。

②安全な製品の設計と製造に関する技術及びマネジメント手法等の研究を行う。

(2) 製品事故の拡大防止に向けた効果的な業界横断施策の検討

- ① A I、I o T、サイバーセキュリティ等の新たな技術に対する安全課題や、環境(製品ライフサイクルの長期化、リサイクルプラスチック)と安全性の両立に関する課題に関して、調査・研究を行い業界としての対応を検討する。
- ② 事故情報及びリコール情報の分析結果等を、効果的な啓発活動につなげる。
また、リコール製品の回収促進のため、お知らせアイコンの普及に加え、新たな周知方法等の検討を行う。

(3) 家電製品の安全に関する関係省庁及び関係団体への対応

- ① 経済産業省「産業構造審議会製品安全小委員会」へ参画し、家電製品の安全全般に関する業界意見の反映を行う。さらに、消費者庁、N I T E等からの製品安全に関する情報の収集と指導事項への対応を検討する。
- ② 製品安全4法における諸課題に対して、経済産業省「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」及び関連検討委員会に参画し、関係団体と連携して課題解決に向けた提案等を行う。
- ③ 家電製品からの電磁波及び揮発性有機化合物(V O C)に関する情報収集に努め、必要に応じ対応策の検討を行う。
- ④ 赤外線リモコン方式におけるカスタムコードの管理等を行い、赤外線リモコン製品相互の誤動作を防止し、消費者の安全確保に資する。

5. ユニバーサルデザイン技術関連事業

高齢者や障がいのある方にとって「使いやすく・わかりやすい家電製品」を提供するため、家電製品のユニバーサルデザインに関する課題の研究及び関連規格の業界横断的な標準化等を目指して、以下の取組みを行う。

- (1) ユニバーサルデザイン国際規格化や高齢者・障がい者配慮事項に関する J I S 規格改正等への対応として、公益財団法人共用品推進機構・国立研究開発法人産業技術総合研究所(経済産業省委託事業)「アクセシブルデザイン国際標準会本委員会」及び関係検討委員会へ参画し、家電業界の意見の反映を図る。
- (2) I C T機器(スマホ、スマートスピーカー)等と家電機器の連携時の操作性向上のため、報知音を振動や光で伝える機能の評価アプリの開発と基礎調査を行う。
- (3) 協会サイト「ユニバーサルデザイン配慮家電製品」ページにおいて、「配慮設計適合製品」の情報を提供し、消費者が製品を選択する際の一助になるようにする。

6. 消費者啓発関連事業

家電業界における製品安全、ユニバーサルデザイン、省エネルギー、リサイクル、及びスマートハウスへの取組みに関し、以下の事業を通じて積極的な情報発信・啓発及び協力関係の構築を行う。

- (1) 消費生活センター、自治体等からの要請による消費者啓発講座の実施と講座資料の改訂、W e b 化対応による提供を行う。
- (2) 消費者関連団体との情報交流会及び消費生活センターへのヒアリングを通じて、消費者に関連する情報を収集し、消費生活センターの相談員向けサイト「家電製品 Q & A」の充実を図る。

- (3) 協会サイトの製品安全ページを、関係省庁、関係団体及び事業者の製品安全に関するページの「まとめサイト」として充実を図るとともに、それらの関係先と連携した普及・広報活動に取り組む。

7. 消費者関連法務事業

消費者関連の新法制定や重要な法改正、重要判例や行政処分例の動向を注視し、必要に応じて家電業界としての意見具申を行う。

8. アフターサービス関連事業

- (1) 家電製品のアフターサービス向上に関する調査研究と安全点検に関する普及啓発活動の推進

- ① 長期使用製品の安全点検及び季節家電製品（エアコン等）のシーズン前の安全点検の普及啓発を協会サイトにて推進する。
- ② 経済産業省が実施する「製品安全総点検月間」への対応として、協会サイトで「家電製品愛情点検チェック」の普及啓発を行う。

- (2) 安全点検技術講習会の運営・管理

家電流通諸団体に対し、インターネットを活用した効率的、効果的な安全点検技術講習会の運営を行う。

9. 流通E D I 関連事業

家電業界における流通企業とメーカー企業双方の業務効率化を推進するため、時代の変遷に合わせ、E D I 標準化項目の拡充と標準化推進に必要な事項を検討する。

- (1) 家電業界標準E D I フォーマットである「拡張E－V A Nフォーマット（流通B M S 準拠）」に関して環境変化に対応した改訂を図る。
- (2) 流通E D I 標準化活動を通じ、新規公開及び改訂すべき内容について協会サイトを活用し、適宜情報提供する。

10. 協会広報関連事業

- (1) 広報事業

- ① 協会の概要、事業内容、活動成果等を協会サイトに広く紹介し、賛助会員、関係団体、一般消費者等へ家電産業の取り組みや課題等の普及啓発を推進する。
- ② 協会の活動について、月刊A E H A 通信を発刊し、賛助会員、関係団体に毎月配布すると共に、協会サイト会員専用ページに掲載する。
- ③ 6月に第4回家電産業交流会を実施し、賛助会員、関係団体、協会O B等を招待し、家電産業界の情報交流を行う。

- (2) 家電産業ハンドブック関連事業

日本の家電産業の状況を、国内出荷、国内生産、輸出、輸入の各項に渡り、最新統計に基づき動向を解説する「家電産業ハンドブック」を更新し、2023年版として賛助会員への情報共有を図るとともに、その抜粋版を協会サイトに掲載することで、一般の利用の用に供する。

＜自治体支援事業部門＞

Ⅱ. 自治体支援事業

不法投棄される廃棄物の削減を目的とした地方公共団体（市町村）の不法投棄未然防止の取組みを支援する「不法投棄未然防止事業協力」、離島地域の消費者が排出する特定家庭用機器廃棄物の海上輸送費用を負担するための「離島対策事業協力」を以下のとおり実施する。

なお、事業の公正な運用を図るために第三者委員会を組織し、当該委員会の決定した次の業務を実施する。また、2024 年以降、不法投棄未然防止事業協力の制度変更を予定しており、応募申請時から混乱ないように事前準備するとともに新制度へのスムーズな移行に努める。

1. 不法投棄未然防止事業協力の実施

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された特定家庭用機器廃棄物を回収し、再商品化等実施者に引き渡す事業を実施する又は実施しようとしている市町村等に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

なお、2023 年度「不法投棄未然防止対策事業」の助成金を交付する予定の自治体は 140 市区町村で、昨年度より 4 増となる。

2. 離島対策事業協力の実施

次に掲げるいずれかの事業を実施する又は実施しようとしている市町村に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

- (1) 離島地域において特定家庭用機器廃棄物を引き取った又は回収した場所から指定引取場所までの輸送を効率的な方法により行い、再商品化等実施者に引き渡す事業
- (2) (1)に掲げる事業を市町村の委託を受けていない第三者が行っている場合、その第三者に対して海上輸送に要する費用の全部又は一部に相当する額の補助金を交付する事業

なお、2023 年度「離島対策事業」の助成金を交付する予定の自治体は 19 市町村で、昨年度より 1 増となる。

3. 市町村等が実施した支援事業の評価等

第三者委員会において、市町村等が実施した支援事業について、その効果、問題点等について評価を行い、協会サイトにて公表する。このほか、第三者委員会の決定に基づき助成金を交付した支援事業の内容等を協会サイトにて公表する。

4. 協会サイトの利活用推進

協会サイトの事業協力室のページにおいて、実施事業例や担当者の声等、自治体間の情報連携につながるコンテンツを強化し利活用を推進する。

＜家電リサイクル券センター部門＞

Ⅲ．家電リサイクル券センター事業

家電リサイクル券システムが引き続き社会システムとして社会に貢献していくためには、一層のコスト削減、効率化、システムの安定運用、製造業者等や小売業者といった関係者との緊密な連携に努めることが求められている。このため、2023 年度は以下の事業を実施する。

1．家電リサイクル券システムの運営

- (1) 運営の効率化を図る。
- (2) 主務官庁、製造業者等、取扱店等との連携を強化する。
- (3) 業務委託先との緊密な業務の遂行を図る。
- (4) 小売業者の入退会、製造業者等の加入・契約解除申込みへの対応を行う。
- (5) 取扱店の倒産発生等に対する迅速な対応を図る。
- (6) 取扱店における家電リサイクル券の適正な運用を促進する。

2．家電リサイクル券システムの普及啓発

- (1) 取扱店等へ家電リサイクル券の適正運用に関する普及啓発を行う。
- (2) 流通、自治体、排出者等への家電リサイクル券システムの普及啓発を行う。

3．情報システムの改善等

- (1) 各種 I T 技術を活用して、R K C システム利用者のサービス向上を図る。
- (2) 円滑なシステム運用のための改善策の実行とセキュリティの確保を図る。
- (3) 現行システムの問題点を抽出し、技術の進展等を考慮して、利便性と効率性の向上を図るための新しいシステムの検討を行う。
- (4) 情報システムのリプレイスに向けた諸準備を行う。

なお、2022 年 12 月末現在、入会取扱店等は約 43,000 企業、家電リサイクル券を取り扱う店舗数は約 57,000 店、入会地方公共団体は約 900 団体、加入製造業者等は 140 企業、管理統括業者は 2 社となっている。また、約 24,000 の郵便局に料金郵便局振込方式の家電リサイクル券を備えている。

<指定法人部門>

IV. 指定法人事業

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき主務大臣より指定法人に指定された者として、以下の事業を実施する。

1. 特定家庭用機器廃棄物に関するリサイクル関連業務の実施

(1) リサイクル関連業務の実施

家電リサイクル法第 33 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、特定製造業者等からの委託を受けて、あるいは製造業者等が存在しない、または当該製造業者等を確認することができない特定家庭用機器廃棄物のリサイクルを行う。

また、これに付随して必要とされる情報システムの改善、特定製造業者等への情報提供、契約手続き、報告徴収への対応等を図る。

(2) 2023 年度の委託の実施

家電リサイクル法第 33 条第 1 号及び第 2 号に規定する業務の委託に関する契約について、委託先と 2023 年度から 3 年間の再商品化等実施契約を締結し、これに基づき業務委託する。（2023 年度～2025 年度契約締結済み）。

2. 調査及び普及啓発の実施

(1) 調査の実施

家電リサイクル法第 33 条第 4 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の排出、収集、運搬及び再商品化等に関して調査の必要性が生じた場合には、適宜実施する。

(2) 普及啓発活動の実施

家電リサイクル法第 33 条第 4 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出、収集、運搬及び再商品化等のより円滑な実施を推進するため、主に以下の普及啓発活動を行う。

①協会サイト「3秒でえらべる家電の捨て方」のリニューアルを実施することにより、適正ルートによる排出促進、ひいては回収率向上に貢献する。

②家電リサイクルの認知拡大 正しい家電リサイクル方法があることを啓発、家電リサイクルの方法を知らない人から直近で処分する可能性がある人に対して啓発活動を実施する。

・家電リサイクル常設展示の展開

2022 年度「おおさか A T C グリーンエコプラザ」の出展に続き、2023 年度は、東京科学技術館に出展を計画。。

・WEB 広告、動画コンテンツの配信

③2020 年度から継続実施してきた事業者排出エアコンの排出実態調査で得られたセグメント化された事業者に対し、排出エアコンの回収率向上に向けた普及啓発活動を各関係者と連携し実施する。

(3) 照会対応

家電リサイクル法第 33 条第 5 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及びリサイクルの実施に関する排出者、市町村等からの照会に対応する。

＜家電製品ＰＬセンター部門＞

Ⅴ．家電製品ＰＬセンター事業

家電製品に係る紛争解決の専門機関として、公正・中立・迅速な紛争解決を図るとともに、関係機関との連携を強化し、情報開示と広報活動を行う。

１．公正・中立・迅速な紛争解決

(1) 相談手続による問題解決

相談者の主張する内容を的確に判断し、相談者の論点整理のための助言や関連情報の提供を行なった上で、相談者と事業者との話し合いを促進する。

(2) 斡旋手続による紛争解決

現場・現品・現実の三現主義に則った対応と、顧問弁護士の助言による法令解釈下で、斡旋手続での合意解決を図る。

(3) 裁定手続による紛争解決

消費者問題に関する有識者、弁護士及び技術専門家で構成される裁定委員会により現場・現品・現実の三現主義に則った対応をすすめ、裁定手続による解決を図る。

２．情報開示

(1) ホームページにおける情報開示

「年次報告書」及び「月次インフォメーション」を協会サイトに公表し、相談事例や斡旋事例の情報を提供することにより、家電製品による事故の再発防止や未然防止を図る。

(2) 関係工業会への情報提供

関係工業会における製品安全等の取り組みの一助となるよう、製品別相談状況等の情報を提供する。

３．広報活動

消費生活センター等関係機関との交流会を実施し、当センター事業への理解を促進するとともに、一般消費者からの相談に対する連携強化を図る。また、関係工業会を通じた製造事業者との情報交換会を開催し、当センター事業への一層の理解を図る。

<資格審査認定部門>

VI. 資格審査認定事業

1. 事業概要と方針

資格審査認定事業の柱である家電製品アドバイザー、同エンジニア、及びスマートマスター資格の認定試験において、2020 年 9 月試験から導入した「C B T 方式」は本年 3 月試験で 6 回目を数え、新型コロナウイルス感染症の影響がある中での実施実績と受験者への浸透により、導入以降の年間受験者数は約 18,000 人と安定期にある。

2023 年度は、主要法人との関係強化、新規団体受験及び更新制度導入法人の開拓、並びに資格制度のプロモーション活動（制度紹介動画の拡散、イベント出展）等による資格制度の知名度向上を図り、受験者の新規獲得を目指す。

<受験者数の推移>

*は 2022 年度事業計画数値 単位：人

2020 年度		2021 年度		2022 年度	
第 39 回 (20/9 月)	第 40 回 (21/3 月)	第 41 回 (21/9 月)	第 42 回 (22/3 月)	第 43 回 (22/9 月)	第 44 回 (23/3 月)
10,100	8,000	9,400	8,700	9,300	*7,700
18,100		18,100		17,000	

また、もう一方の柱である資格更新について、団体受験法人の資格保有者の更新時期到来による絶対数の増加を背景に、順調に推移している。また、2022 年度更新事業最大の改革であった「資格更新の電子化」は、22/11 月更新回より更新手数料の値下げとともに、対象者の理解を得られスムーズに完全移行することができた。今後についても向こう 5 年間の更新対象者へ同様の理解を求め、次回以降も引き続き慎重に対応していく。

<更新者数の推移>

() は更新率 *は 2022 年度事業計画数値 単位：人

2020 年度		2021 年度		2022 年度	
20/11 月	21/5 月	21/11 月	22/5 月	22/11 月	23/5 月
4,500	4,000	6,100	8,100	6,000	*6,000
(76.2%)	(76.8%)	(77.6%)	(67.8%)	(73.3%)	* (65.0%)
8,500		14,200		12,000	

2. 事業計画

アドバイザー、エンジニア、及びスマートマスターの 3 つの資格について、それぞれ、資格認定試験、資格更新、及び学習テキスト発刊の事業を推進する。

(1) 資格認定試験

9 月と 3 月の年 2 回、全国各都道府県約 300 か所の試験会場にて、C B T 方式による資格認定可否を判定するための試験を実施する。

① 日程（案）

	第 45 回試験	第 46 回試験
試験期間（案）	2023 年 9 月 1 日（金） ～9 月 14 日（木）	2024 年 3 月 1 日（金） ～3 月 14 日（木）
資格交付日	2023 年 11 月 1 日	2024 年 5 月 1 日
申請期間（案）	2023 年 7 月 20 日（木） ～8 月 10 日（木）	2024 年 1 月 20 日（土） ～2 月 10 日（土）

②受験者数（計画案）

単位：人

	第 45 回試験 (23/9 月)	第 46 回試験 (24/3 月)	2023 年度 (※1)
アドバイザー (※2)	7,000	6,000	13,000 (92.9%)
エンジニア (※2)	200	200	400 (80.0%)
スマートマスター	1,300	1,300	2,600 (104.0%)
計	8,500	7,500	16,000 (94.1%)

※1()内は前年比

※2 アドバイザー、エンジニアには、エグゼクティブチャレンジの申請件数を含む

(2)資格更新

定期の交付日である 11 月 1 日付および 5 月 1 日付にて、対象者の 65%を目標として資格更新(学習、認定試験)を推進する。また、2023 年 5 月更新回より、団体更新システムを 2 社でトライアルスタートする。期間終了後にシステムの検証を行い、次回 2023 年 11 月更新回より導入する法人をさらに拡大し、より更新の精度を高めていく。

	2023 年 11 月 1 日付更新	2024 年 5 月 1 日付更新
申請期間	2023 年 8 月 1 日 (火) ～10 月 31 日 (火)	2024 年 2 月 1 日 (木) ～ 4 月 30 日 (火)
更新者数 (目標)	5,900 人 (更新率 65.7%)	4,700 人 (更新率 65.3%)
電子化率	完全電子化 100%	100%

(3)学習テキスト及び問題集 2024 年版の発刊数量（目標）

A I、I o T、5 Gなど革新的技術の台頭、新型コロナウイルス感染症の影響による生活スタイルや、D Xトレンド等の変化により、家電を取り巻く環境も大きく変化しつつある。そのような変化を機敏に学習カリキュラムに取り入れて家電関連従事者の知識習得を支援すべく、本年度においても、全科目の学習テキスト及び問題集を策定し、出版社より発刊する。なお、2022 年度に掲げた問題集の電子書籍化は、出版社への交渉が難航して進展せず、新たな出版社の開拓から再度推し進める。

<発刊計画>

		数量 [冊] (※)	発刊時期
テキスト	アドバイザー科目別(3 冊)	16,000 (12,500)	2023 年 12 月
	エンジニア 科目別(2 冊)	3,000 (3,000)	2023 年 12 月
	スマートマスター (1 冊)	3,000 (3,000)	2023 年 5 月
問題集	アドバイザー全科目(1 冊)	7,500 (5,500)	2023 年 12 月
	エンジニア 全科目(1 冊)	1,500 (1,500)	2023 年 12 月
	スマートマスター (1 冊)	2,000 (2,000)	2023 年 5 月

※ () 内の数は前年度実績